

社会保険労務士 山下事務所 は 「この会社で働くことができてよかった」 そう思えるような会社作りのお手伝いを致します

## ★ 荒れる雇用環境…表と裏 ★

「内定取消！」  
「工場の操業停止！」  
「更なる業績の下方修正！」

◆米国発のサブプライムローン問題が引き金となって、一気に不況感が漂ってきました。

◆マスコミ報道では、「想定を超えていた事態で致し方ない。」という会社側の言葉を幾度も耳にしました。確かにそうです。同じ立場であれば、私もそのようにコメントするでしょう。

◆それはそれとして、昨今のマスコミ報道は全て労働者よりです。

「来年3月までの契約だったのに、12月で切られた。」  
「1週間で寮を出て行けと言われた。」

等々の声は毎日のように聞かれ、心情的には、「大変だな、可愛そうだな、これからどうするのだろう？」と感じさせられます。

◆その一方、会社側の報道は全くといって良いほどありません。会社側には会社側の理由がある訳で、その部分に触れない報道には納得が行きません。

◆「来年3月までの契約だったのに、12月で切られた。」については、有期労働契約ですので、労働契約上の特約がなければ中途解約は、不可です。従って、来年3月までの賃金を支給(いわゆる違約金)すれば、多くの場合、トラブルはない。

◆また、そもそも有期労働契約というのは、雇用の調整弁(繁忙期には人が必要だが、閑散期には不要。そのための期間工。)としての位置づけであるため、いつかは契約解除の日が来ることは折り込み済みのはずです。

◆「1週間で寮を出て行け」については、寮そのものは、会社所有の福利厚生の施設であるため、会社の自由にできるのは当然。そのまま住まわせるとなると、様々な問題が発生します。

◆その一つが、施設の規約。多くの場合は、施設の規約があります。しかし、その規約は“会社の規約”ですので、社員以外の人に適用されるはずがない、悪い言い方をすると秩序が乱れかねないのです。

◆更に、家賃の負担については自由な契約が可能ですが、仮に、社員から一定額の負担(例えば、光熱費等)をしてもらっているのであれば、社員以外の人と同額という訳にはいかないでしょう。家賃を取るとなれば、営業外収益となるでしょうが、本業以外で儲かることは宜しいことではない、と考えます。

◆一方、「工場の操業停止」については、労働基準法による休業補償(賃金の6割)を支給することになるでしょう。しかし、不支給となる4割の賃金請求権は必ず残る(働けるのに働かせてくれない、10割もらえるはずなのに賃金が減るのは納得が行かない)ため、会社側としては、本来は「放棄して下さい。」と頭を下げなければなりません。

また、不就業に対して賃金を支払うには、No Work No Payの原則によれば不可解ですし、利益を生む活動をしていない訳ですから、それだけで収益減。にもかかわらず、賃金負担をしなければならない苦しさもあります。

◆このように、会社側としても様々な問題にぶち当たるわけで、一方的な労働者よりの報道に対して、「あそこの会社はひどい会社だ！」と一概には言えないのではないのでしょうか。

◆「可愛そう、これからどうするのだろう」という心情的な部分、「組合を作って解雇無効の戦い」という実効的な部分を否定するつもりはありません。むしろ、そうすることが正しいことでしょう。

◆物事には表と裏があります。法律にも表と裏があります。一方だけを見ては、他方の穴や不利益に気付くことは困難です。私の幼少の頃は、「相手の立場になってみなさい！」と度々叱られていました。労使双方も、権利・義務の主張ばかりでは、信頼関係が崩れるだけです。

JREPOに関するお問い合わせは下記まで

## 社会保険労務士 山下事務所

〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2

Phone 092-982-2595 Fax 092-523-1836

E-Mail : [office-srry@sr-yamashita.com](mailto:office-srry@sr-yamashita.com)ホームページ : <http://sr-yamashita.com>

## 【業務案内】

- |            |            |
|------------|------------|
| ★就業規則の作成変更 | ★401k導入支援  |
| ★人事賃金制度の構築 | ★セミナー／講演   |
| ★管理者研修の実施  | ★各種助成金の申請  |
| ★退職金制度の構築  | ★労働／社会保険手続 |

事務所は不在がちです。ご連絡は、お電話もしくはE-mailでお願い致します。